

## 7-5 人と自然との豊かな触れ合い

### 7-5-1 景 観

#### 1. 調 査

##### (1) 調査する情報

- ① 主要な眺望点の状況
- ② 主要な景観資源の状況
- ③ 主要な眺望景観の状況
- ④ 地域の景観形成計画

##### (2) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域周辺とした。

##### (3) 調査地点

###### ① 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点としては、河原城からの眺望及び霊石山山頂からの眺望があげられ、その位置は図7-5-1.1に示すとおりである。

###### ② 主要な景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な景観資源としては、表7-5-1.1及び図7-5-1.2に示すとおりである。

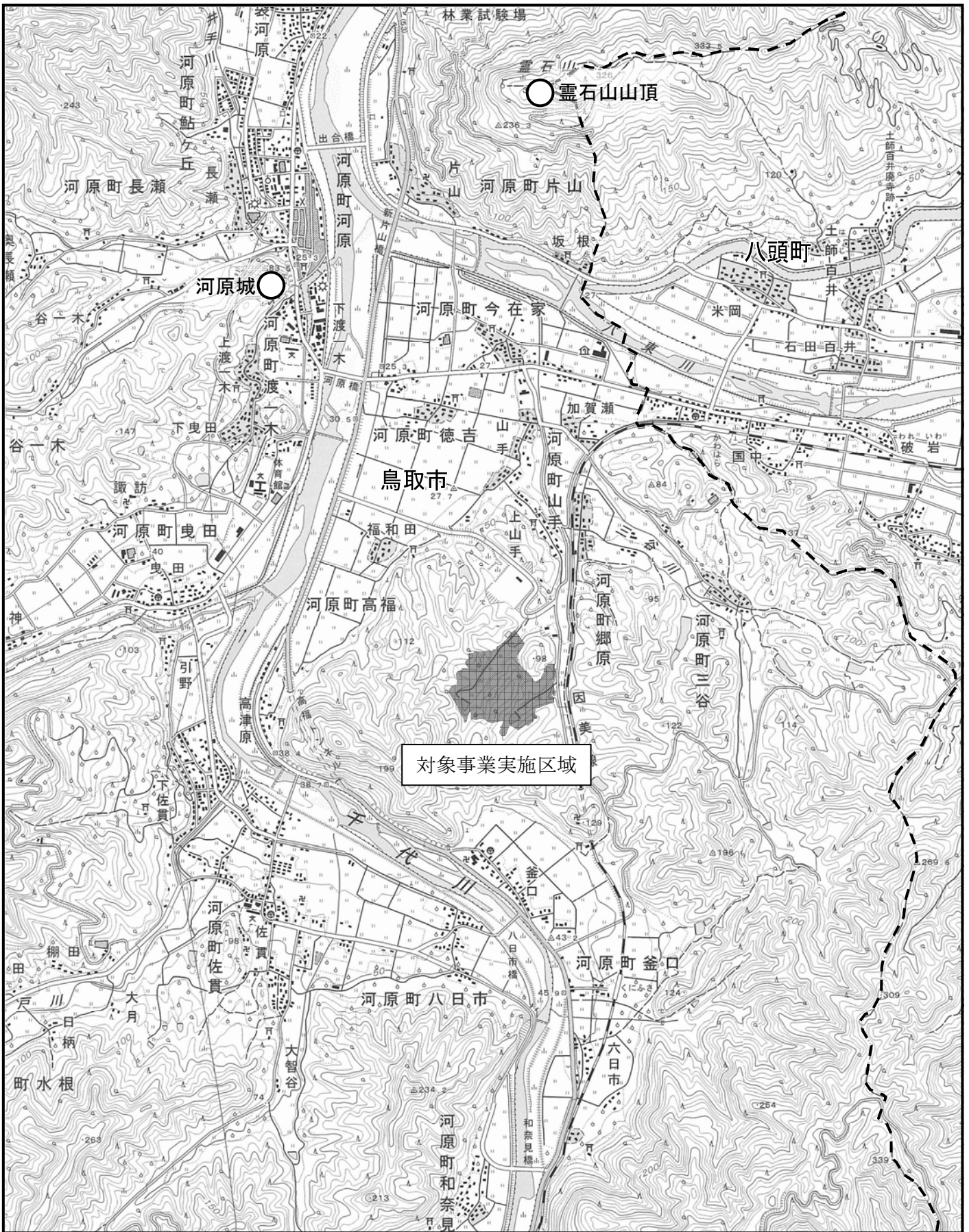
表7-5-1.1 主要な景観資源

番号	景観資源
1	千代川と支流及び源流域河川
2	霊石山
3	河原城

出典：「鳥取市景観計画」(鳥取市ホームページ)

『伝えたいふるさと鳥取の景観』百景(平成12年度)

(鳥取県ホームページ)



対象事業実施区域

凡 例



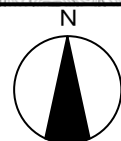
対象事業実施区域



主要な眺望点

この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1地形図（用瀬）」を使用したものである。

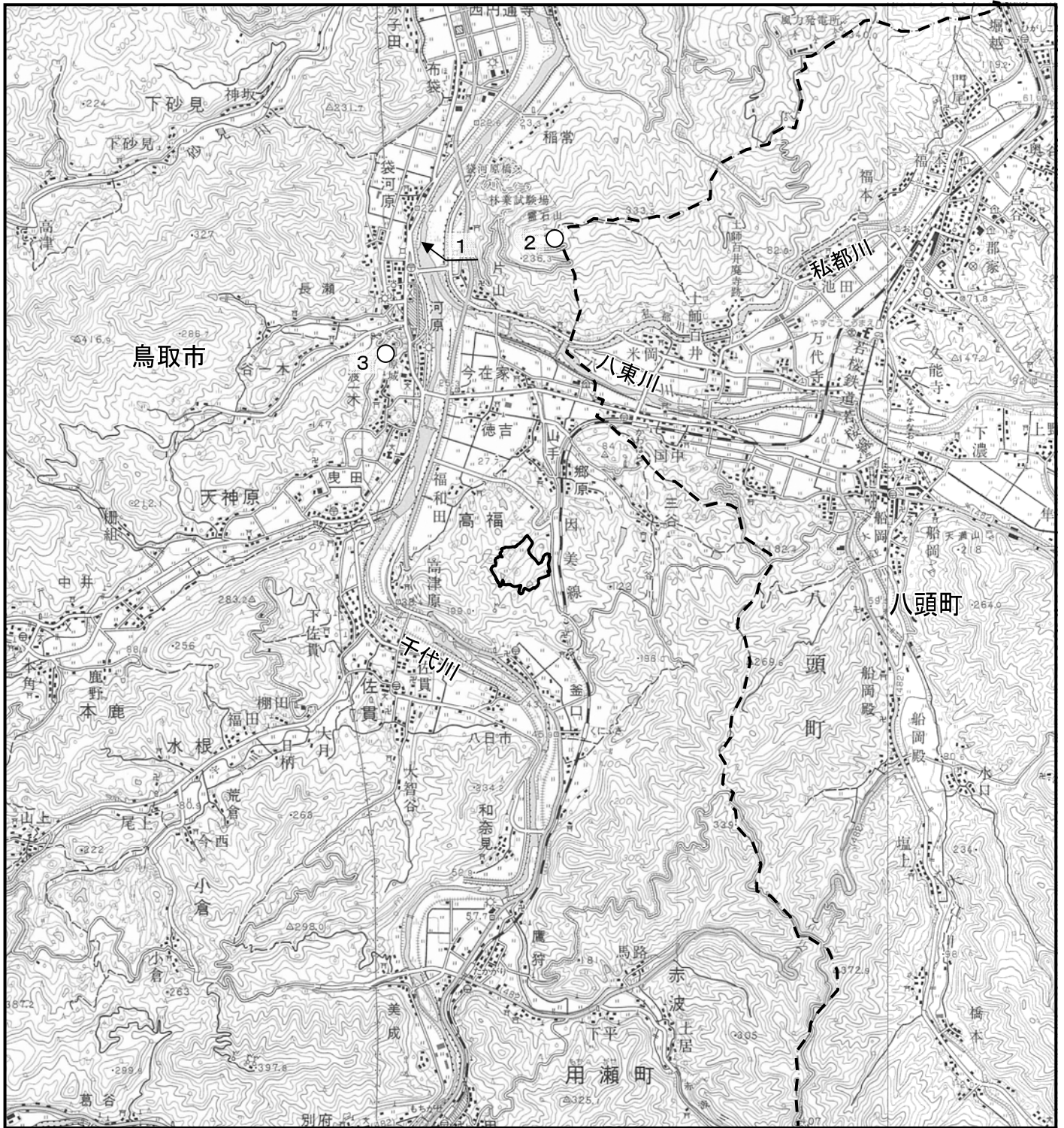
----- 市町界



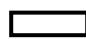
1 : 25,000


0 250m 500m 1km


図 7-5-1.1 対象事業実施区域周辺における主要な眺望点



凡 例

 対象事業実施区域

 市町界

 景観資源

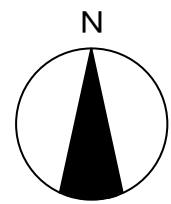
この地図は、国土地理院発行の「5万分の1地形図（鳥取南部）（若桜）」を使用したものである。

出典) 以下の出典をもとに作成。

「鳥取市景観計画」（鳥取市ホームページ）

『伝えたいふるさと鳥取の景観』百景（平成12年度）（鳥取県ホームページ）

「とっとり地域生活百景について」（鳥取県ホームページ）



1 : 50,000

0 500m 1 km 2km



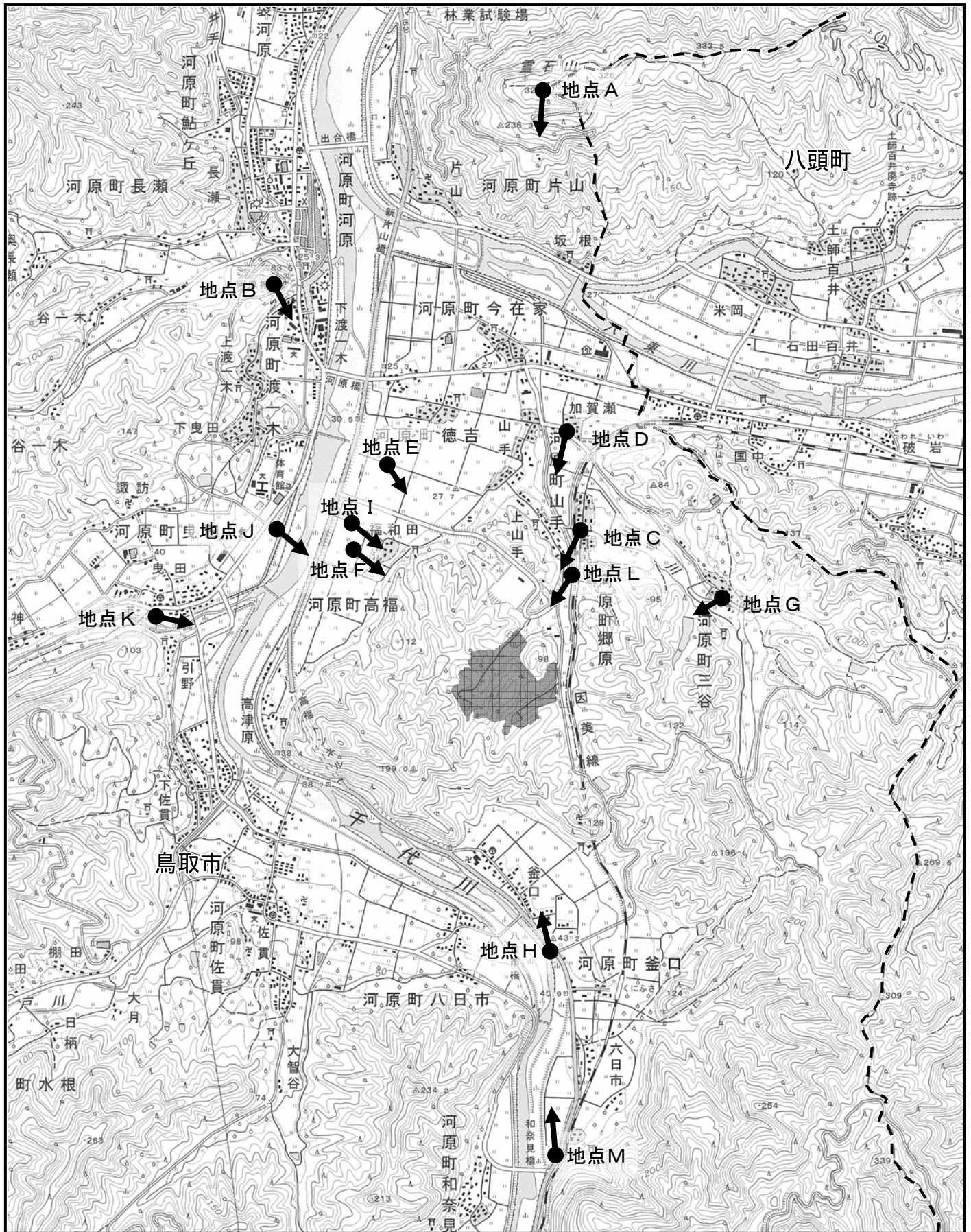
図 7-5-1.2 対象事業実施区域周辺の主要な景観資源

③ 主要な眺望景観の状況

主要な眺望景観の調査地点は、主要な眺望点及び不特定多数の人が利用する地点（近隣集落等）からの眺望のうち、事業により影響を受ける可能性のある代表的な地点とし、表7-5-1.2及び図7-5-1.3に示す地点とした。

表7-5-1.2 眺望景観調査地点

地点番号	地 点 名	対象事業 実施区域 からの方位	対象事業 実施区域 からの距離
地点A	霊石山	北	約 2.1km
地点B	河原城	北西	約 2.3km
地点C	郷原地区	北東	約 0.9km
地点D	山手地区	北	約 1.3km
地点E	徳吉地区	北西	約 1.2km
地点F	福和田地区	北西	約 1.0km
地点G	三谷地区	東	約 1.2km
地点H	釜口地区	南	約 1.3km
地点I	道の駅	北西	約 1.1km
地点J	千代川さくらづつみ公園	北西	約 1.3km
地点K	八上姫公園	西	約 1.5km
地点L	J R 因美線	北東	約 0.7km
地点M	和奈見橋付近	南	約 2.3km



凡 例



対象事業実施区域

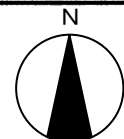


眺望景観調査地点

この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1地形図（用瀬）」を使用したものである。

----- 市町界

図 7-5-1.3 眺望景観調査地点位置図



1 : 25,000

0 250m 500m 1km

(4) 調査期間

① 主要な眺望点の状況

現地踏査時期は、平成22年10月16日(土)とした。

② 主要な眺望景観の状況

現地調査時期は、平成22年10月17日(日)～19日(火)とした。

(5) 調査方法

① 主要な眺望点の状況

地形図等の既存資料及び現地踏査により把握した。

② 主要な景観資源の状況

「鳥取市景観計画」等の既存資料により把握した。

③ 主要な眺望景観の状況

調査地点から、写真撮影を行い眺望景観の把握を行った。撮影の条件は表7-5-1.3に示すとおりである。

表 7-5-1.3 調査日及び撮影条件

調査日	撮影高さ (カメラ高さ)	天候	使用カメラ	使用レンズ
平成22年10月17日(日) ～ 平成22年10月19日(火) 平成24年1月18日(水)	地上約1.5m	晴	SONY α NEX-3	SONY SEL1855 E18-55mm F3.5-5.6 OSS (35mm判換算27-82.5mm相当)

④ 地域の景観形成計画

「鳥取市景観計画」等の既存資料により把握した。

## (6) 調査結果

### ① 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点の状況は、表7-5-1.4に示すとおりである。

表7-5-1.4 主要な眺望点の状況

施設名称等	対象事業実施区域からの方位・距離	利用状況	眺望特性
霊石山山頂	北・約2.1km	主にハイキングコース、ハンググライダーなどのレクリエーション活動等に利用されている。	主に八東川以南の河原町が眺望できる。
河原城	北西・約2.3km	主に観光施設、河原町に関する歴史等を学ぶ教育施設等として利用されている。	主に千代川を含む河原町の街並みが眺望できる。

### ② 主要な景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な景観資源の状況は、表7-5-1.5に示すとおりである。

表7-5-1.5 主要な景観資源

番号	景観資源	種類
1	千代川と支流及び源流域河川	自然景観資源
2	霊石山	自然景観資源
3	河原城	人文景観資源

出典：「鳥取市景観計画」（鳥取市ホームページ）

『伝えたいふるさと鳥取の景観』百景（平成12年度）

（鳥取県ホームページ）

### ③ 主要な眺望景観の状況

現地調査結果は、表7-5-1.6に示すとおりである。

なお、各地点からの眺望景観の状況を資料編（資料11-1）に示す。

表7-5-1.6 調査地点の種類及び利用状況等

No.	地点名	種類	主な利用状況等	主な景観構成要素	可視領域等の状況
A	霊石山	山頂	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として利用	・山 ・水田 ・住宅 等	眼下には水田や住宅等が展望でき、遠方には対象事業実施区域が位置する山地が展望できる。
B	河原城	城	観光施設及び、教育施設として利用	・千代川 ・住宅 ・山 等	眼下には住宅及び千代川等が展望でき、遠方には対象事業実施区域が位置する山地が展望できる。
C	郷原地区	道路	地域住民の生活道路等として利用	・水田 ・住宅 ・山 等	手前に水田、耕作地及び住宅等が展望できる。
D	山手地区	道路(歩道)	地域住民の生活道路等として利用	・水田 ・住宅 ・山 等	手前に水田が眺望でき、その奥に対象事業実施区域が位置する山地が展望できる。
E	徳吉地区	道路	地域住民の生活道路等として利用	・水田 ・山 等	水田等の奥に対象事業実施区域が位置する山を含む山々が展望できる。
F	福和田地区	道路	地域住民の生活道路等として利用	・水田 ・住宅 ・樹林 等	水田や住宅等の奥に対象事業実施区域が位置する山の樹林が展望できる。
G	三谷地区	公園	地域住民の憩いの場等として利用	・公園内の遊具 ・住宅 ・樹林 等	公園内の遊具や周辺の住宅のほか、山の樹林が展望できる。
H	釜口地区	道路(バス停)	地域住民の生活道路及びバス停等として利用	・道路 ・住宅 ・樹林 等	道路越しに住宅が展望でき、さらにその奥には山の樹林が展望できる。
I	道の駅	駐車場(店内入口)	地域住民の憩いの場、観光施設等として利用	・駐車場 ・鳥取自動車道 ・樹林 等	道の駅内の駐車場及び鳥取自動車道の奥に樹林が展望できる。
J	千代川さくらづつみ公園	公園	地域住民の憩いの場等として利用	・千代川及び河川敷 ・道の駅 ・樹林 等	千代川及びその河川敷の奥に、道の駅の一部が位置する山の樹林が展望できる。
K	八上姫公園	公園	地域住民の憩いの場等として利用	・曳田川及び河川敷 ・山 等	曳田川及びその河川敷の奥に、対象事業実施区域が位置する山が展望できる
L	J R因美線	車窓	地域住民及び観光客の移動手段等として利用	・水田 ・住宅 ・河原インター線 等	水田や住宅等その背後の樹林のほか、河原インター線の高架橋等が展望できる。
M	和奈見橋付近	道路(橋)	地域住民の生活道路等として利用	・道路 ・水田 ・山 等	道路及び水田の奥に対象事業実施区域が位置する山が展望できる。

### ④ 地域の景観形成計画

対象事業実施区域が位置する鳥取市では、「景観法」に基づき、市域全域を“景観計画区域”として「鳥取市景観計画」を策定し、市の骨格となる景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成を目指している。主な内容は以下に示すとおりである。

#### 【景観形成の目標】

『恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり』

#### 【基本方針】

- 〈方針-1〉 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成
- 〈方針-2〉 歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成
- 〈方針-3〉 にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造
- 〈方針-4〉 まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成
- 〈方針-5〉 市民との協働による景観まちづくり



【景観づくりの基準〔全地区共通事項〕】

「鳥取市景観計画」によると、市内全地区共通の基準として、主に表 7-5-1.7 に示す基準が定められている。

表 7-5-1.7 主な景観づくりの基準〔全地区共通事項〕

◇建築物・工作物の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。</li> </ul>														
◇建築物・工作物の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>														
◇建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。</li> <li>・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色色相</th> <th colspan="2">彩度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> は、対象事業実施区域に適用される色彩基準。  注2) ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。  注3) 有彩色とは、白、黒、灰色以外の全ての色のことを指す。  注4) 商業地域等とは、「都市計画法」に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p>	有彩色色相	彩度		商業地域等	その他	0.1R～10R	6以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	6以下	上記以外の色相	6以下	2以下
有彩色色相	彩度														
	商業地域等	その他													
0.1R～10R	6以下	4以下													
0.1YR～5Y	6以下	6以下													
上記以外の色相	6以下	2以下													
◇建築物・工作物の素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> <li>・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</li> <li>・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>														
◇建築物・工作物の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。</li> <li>・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>														

出典：「鳥取市景観計画」（鳥取市ホームページ）

## 2. 予 測

### (1) 施設の存在・供用

#### ① 主要な眺望景観の改変の程度及び内容

##### ア. 予測項目

建築物・工作物等の出現による主要な眺望景観の改変の程度及び内容とした。

##### イ. 予測時期

建築物・工作物等の建設が完了した時期とした。

##### ウ. 予測地点

予測地点は、表7-5-1.8及び図7-5-1.4に示す計8地点とした。現地調査を行った地点のうち、予測地域の景観に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、

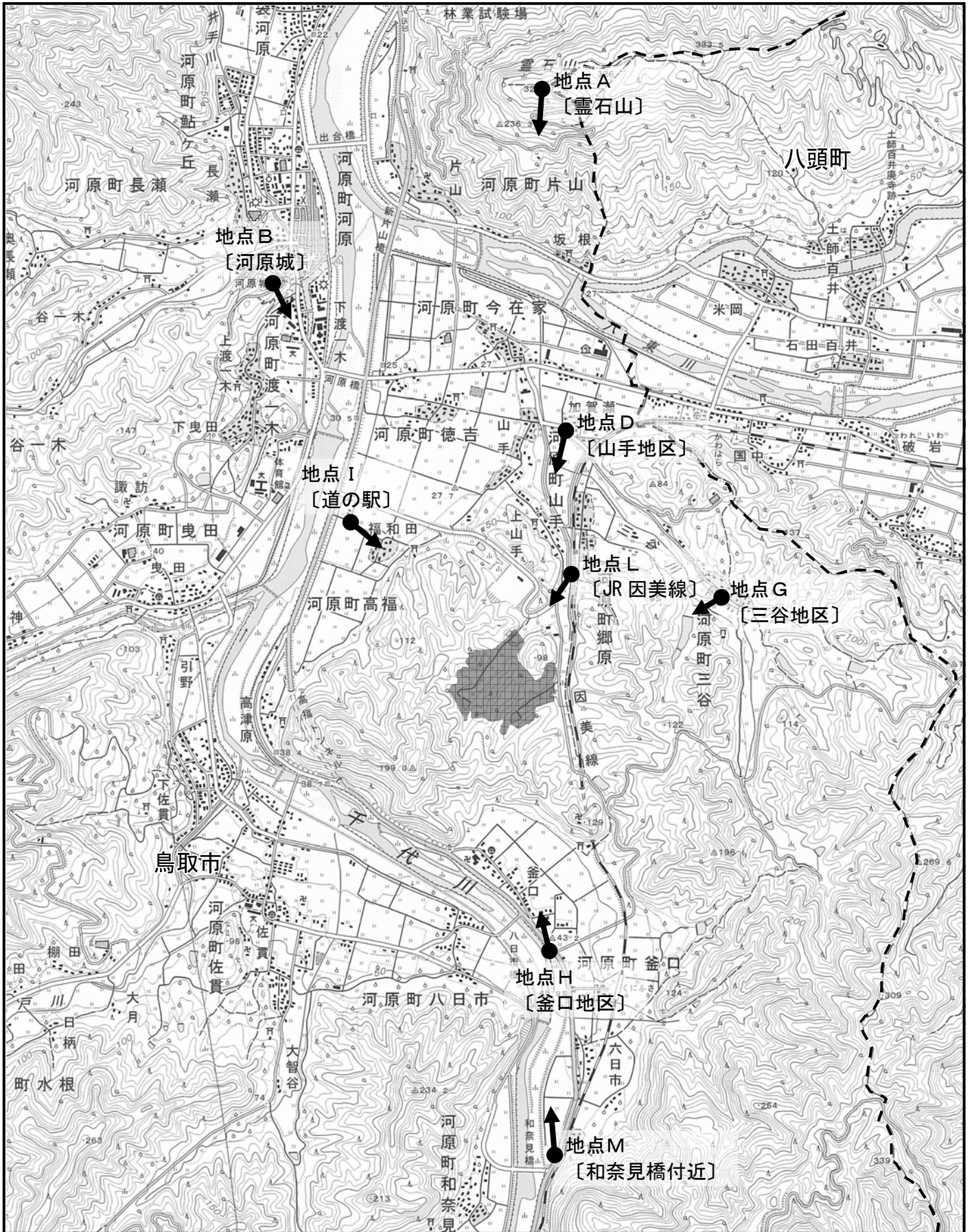
表 7-5-1.8 眺望景観予測地点

地点	地点名	対象事業 実施区域 からの方位	対象事業 実施区域 からの距離	備 考
A	霊石山	北	約 2.1km	主要な眺望点の代表地点として選定した。
B	河原城	北西	約 2.3km	主要な眺望点の代表地点として選定した。
D	山手地区	北	約1.3km	近隣集落の代表地点として選定した。
G	三谷地区	東	約 1.2km	近隣集落の代表地点として選定した。
H	釜口地区	南	約 1.3km	近隣集落の代表地点として選定した。
I	道の駅	北西	約 1.1km	地域住民の憩いの場の代表地点として選定した。
L	J R因美線	北東	約 0.7m	地域住民等の移動手段である列車の車窓の代表地点として選定した。
M	和奈見橋付近	南	約 2.3km	本地域内の幹線道路であるとともに、地域住民の生活道路として利用されている一般国道53号からの代表地点として選定した。

##### エ. 予測方法

事業計画に基づいてフォトモンタージュを作成することにより、現況の景観と工事完了後の景観の変化の状況を把握する方法により行った。

なお、予測にあたっては、隣接して鳥取市が計画している工業団地の土地利用計画も踏まえて予測を行った。工業団地の内容については、資料編（資料12-1）に示す。



凡 例



対象事業実施区域

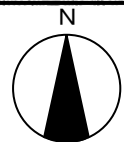


眺望景観予測地点

この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1地形図（用瀬）」を使用したものである。

--- 市町界

図 7-5-1.4 眺望景観予測地点位置図



1 : 25,000

0 250m 500m 1km

オ. 予測結果

予測地点からの眺望景観の変化の状況は、表7-5-1.9及び図7-5-1.5(1)～(8)に示すとおりである。

表 7-5-1.9 予測地点からの眺望景観の変化の状況

地点	地点名	眺望景観の変化の状況
A	霊石山	<p>眼下には住宅地内の水田や住宅等が視認され、さらにその遠方の山間には計画施設の建屋等が視認される。</p> <p>現況、工事完了後ともに、主要な景観構成要素は、水田と山々が大部分を占めており、計画施設の景観構成要素として占める割合は小さい。</p> <p>工事完了後は、山間に計画施設の建屋等が出現するものの、景観構成要素として占める割合は小さく、対象事業実施区域の外周部には、新設緑地や残地森林を配置して周辺の樹林との連続性を確保するなどにより、周辺景観との調和も図られていることから、景観の変化は小さいものと予測する。</p>
B	河原城	<p>眼下には住宅及び千代川等が視認され、さらにその遠方の山間には計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。</p> <p>現況、工事完了後ともに、主要な景観構成要素は、住宅、千代川、山々が大部分等を占めており、計画施設の景観構成要素として占める割合は小さい。</p> <p>工事完了後は、遠方の山間に計画施設の建屋及び煙突の一部が出現するものの、景観構成要素として占める割合は小さく、周辺の稜線やスカイラインへの影響も小さいことから、景観の変化は小さいものと予測する。</p>
D	山手地区	<p>水田や住宅等の奥の山間から計画施設の煙突の一部がわずかに視認される。</p> <p>現況、工事完了後ともに、主要な景観構成要素は、水田や周辺の山等が占めており、計画施設の景観構成要素として占める割合は非常に小さい。</p> <p>工事完了後は、山間に計画施設の煙突の一部がわずかに出現する程度であり、景観構成要素として占める割合は非常に小さく、稜線やスカイラインへの影響も小さいことから、景観の大きな変化はないものと予測する。</p>
G	三谷地区	<p>公園内に立地する遊具や周辺の住宅のほか、森が視認できる。</p> <p>工事完了後は、計画施設が山に遮られ、視認することができないことから、景観の変化はないものと予測する。</p>
H	釜口地区	<p>一般国道53号越しに住宅及び森が視認できる。</p> <p>工事完了後は、計画施設が山に遮られ、視認することができないことから、景観の変化はないものと予測する。</p>
I	道の駅	<p>道の駅内の駐車場及び鳥取自動車道の奥に山が視認できる。</p> <p>工事完了後は、計画施設が山に遮られ、視認することができないことから、景観の変化はないものと予測する。</p>
L	J R因美線	<p>水田や住宅のほか河原インター線の高架橋等が視認でき、その奥に計画施設の建屋と煙突の一部が視認できる。</p> <p>工事完了後は、山間に計画施設の建屋と煙突の一部が出現する程度であり、景観構成要素として占める割合は非常に小さく、稜線やスカイラインへの影響も小さいことから、列車の車窓からの景観に大きな変化はないものと予測する。</p>
M	和奈見橋付近	<p>一般国道53号及び水田の奥に対象事業実施区域が位置する山の南側が視認できる。</p> <p>工事完了後は、計画施設が周辺の山に遮られ、視認することができないことから、景観の変化はないものと予測する。</p>

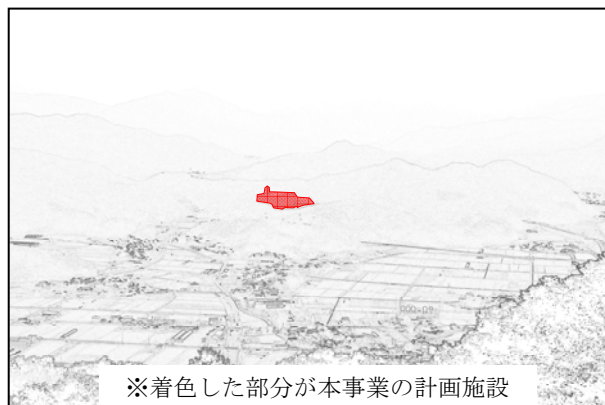


【現 況】



【工事完了後】

注) 工事完了後の写真の表現については、現時点でのイメージである。



※着色した部分が本事業の計画施設

図 7-5-1.5(1) 予測地点からの眺望景観の変化の状況 (地点 A : 霊石山)

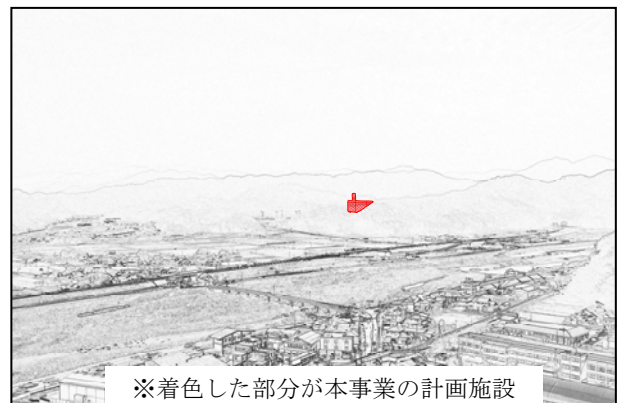


【現 況】



【工事完了後】

注) 工事完了後の写真の表現については、現時点でのイメージである。



※着色した部分が本事業の計画施設

図 7-5-1.5(2) 予測地点からの眺望景観の変化の状況 (地点B: 河原城)



【現況】



【工事完了後】

注) 工事完了後の写真の表現については、現時点でのイメージである。

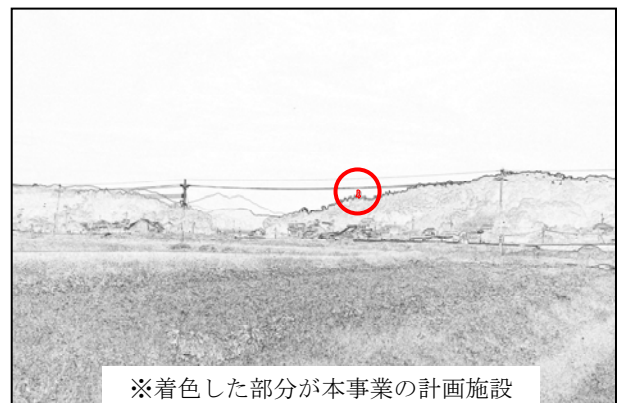


図 7-5-1.5(3) 予測地点からの眺望景観の変化の状況 (地点D : 山手地区)



【現況】



【工事完了後】

注) 工事完了後の写真の表現については、現時点でのイメージである。



図 7-5-1.5(4) 予測地点からの眺望景観の変化の状況 (地点G : 三谷地区)





【現 況】



【工事完了後】

注) 工事完了後の写真の表現については、現時点でのイメージである。

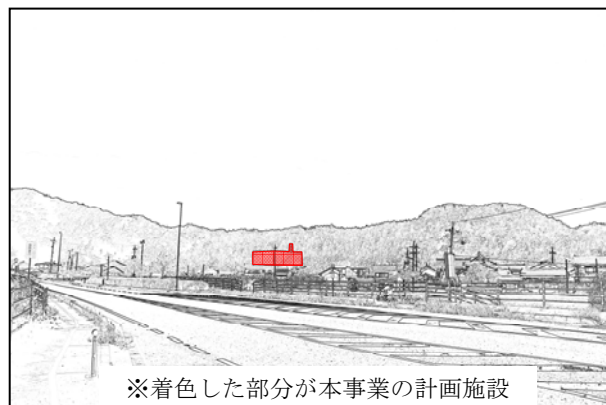


図 7-5-1.5 (5) 予測地点からの眺望景観の変化の状況 (地点H: 釜口地区)



【現 況】



【工事完了後】

注) 工事完了後の写真の表現については、現時点でのイメージである。

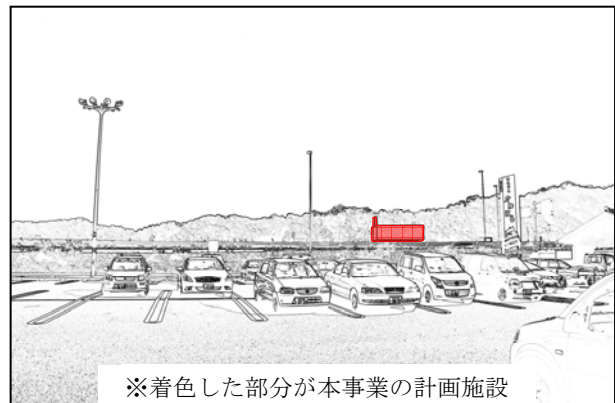


図 7-5-1.5(6) 予測地点からの眺望景観の変化の状況 (地点 I : 道の駅)



【現況】



【工事完了後】

注) 工事完了後の写真の表現については、現時点でのイメージである。

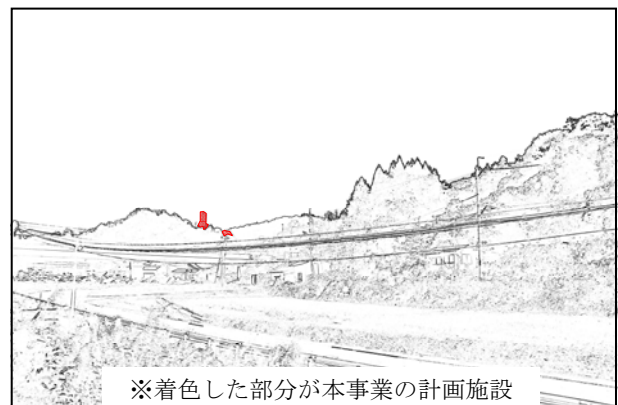


図 7-5-1.5(7) 予測地点からの眺望景観の変化の状況 (地点 L : J R 因美線)



【現 況】



【工事完了後】

注) 工事完了後の写真の表現については、現時点でのイメージである。

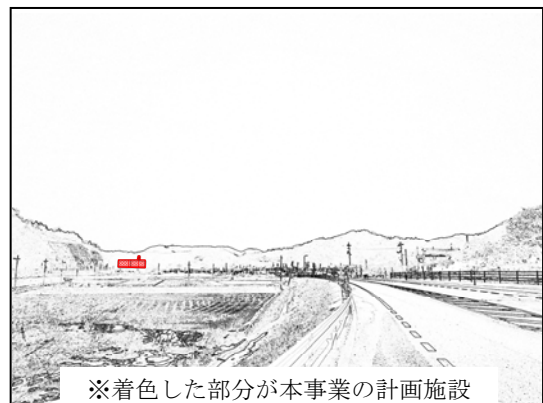


図 7-5-1.5 (8) 予測地点からの眺望景観の変化の状況 (地点M: 和奈見橋付近)

### 3. 環境保全措置

#### (1) 施設の存在・供用

本事業では、鳥取市景観計画の定める景観づくりの基準を踏まえ、以下の措置を講じる計画である。

- ・計画施設は、周辺の景観と調和したデザインとする。
- ・計画施設の外壁等の材質は、周辺の景観との調和に配慮した素材の活用に努める。
- ・対象事業実施区域の外周部に新設緑地や残地森林を配置して周辺の樹林との連続性を確保する。

### 4. 評価

#### (1) 評価の手法

##### ① 環境影響の回避・低減に係る検討による手法

事業者により実行可能な範囲内で主要な眺望景観への影響について、その回避・低減が図られているかどうかにより評価した。

##### ② 鳥取市景観計画との整合性に係る検討による手法

鳥取市景観計画との整合が図られているかどうかにより評価した。

#### (2) 評価の結果

##### ① 施設の存在・供用

###### ア. 主要な眺望景観の改変の程度及び内容

本事業の実施による主要な眺望景観は、主に北側からの地点については、建屋の一部が視認されるものの、景観構成要素に占める割合は小さく、眺望景観の変化の程度は小さいものと予測する。その他の地点については、視認できないことから、景観への影響はないものと予測する。

また、本事業では、上記の環境保全措置を講じることから、主要な眺望景観への影響について事業者により実行可能な範囲内でその回避・低減が図られ、鳥取市景観計画との整合が図られているものと評価する。